

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和2年7月14日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン
（以下「ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,500億円を上限とします。

（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資契約」（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）または下記の照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「Sアジア株」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
--

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7)【申込期間】

2020年7月15日から2021年1月14日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所については、お申込みの販売会社にご確認ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

- 1．香港の金融商品取引所の休場日
- 2．香港の銀行休業日
- 3．オーストラリアの金融商品取引所の休場日

ただし、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

当ファンドは、「自動けいぞく投資」専用のファンドです。当ファンドの取得申込みに際して、販売会社との間で当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を締結していただきます。

収益分配が行われた場合、収益分配金は税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されません。

日本以外の地域における発行

行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

行政処分に関する経緯および対応に関するご説明

委託会社（以下において「当社」といいます。）は、令和2年4月3日付で金融庁より受けた、金融商品取引法第51条及び第52条第1項の規定に基づく命令（以下、「行政処分」といいます。）により、2ヵ月間の業務停止および業務改善命令という処分を受けました。行政処分の理由は、金融商品取引法第42条第1項への違反（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況）というものです。当社では、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

2ヵ月間の業務停止は終了いたしました。今般の行政処分の対象となりました当社の業務運営につき深く反省し、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、その経緯および当社の対応等につきまして、以下ご説明申し上げます。

1. 本件に関する経緯

当社は投信計理業務^{*1}についてA社に業務委託を行うとともに、A社のグループ会社であるB社に対して当社が設定する投資信託のグローバル・カストディ業務^{*2}を集約していました。

*1 投信計理業務：投資信託の基準価額の計算や会計処理等を行う業務です。当社では投信計理業務の一部をA社に対して外部委託していました。

*2 グローバル・カストディ業務：グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用は、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2014年、A社に対しての投信計理業務の外部委託を解約することを決定し、2014年末頃からA社に対して解約のための交渉を行っていましたが、その際の解約交渉の条件の一つとして、A社のグループ会社であるB社がグローバル・カストディとなっている業務に関し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、マザーファンド）におけるカストディ費用の値上げの提示を受けました。カストディ費用の値上げは具体的には、従来の変動費（取引の内容、頻度によって変化するもの）のみの料率体系に、新たに固定費（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの）を賦課したものとなっていました。

このカストディ費用の値上げは、マザーファンド及びマザーファンドを組み入れて運用している投資信託における費用の増加という結果になりますが、当社は当該値上げの妥当性について何ら検討することなく受け入れを了承し、当該固定費は2015年3月から、グローバル・カストディとの契約に導入されました。本来であれば当社は投資信託の委託会社として、固定費導入という値上げを受け入れる場合には、その妥当性等を十分に検討すべきであるにもかかわらず、当社は十分に検討しないまま、値上げに反対をせず受け入れを了承し、当社が運用する投資信託にマザーファンドを組み入れて運用を行いました。これら一連の行為と結果は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、投資信託の委託会社としての忠実義務に違反するものであったと認識いたしております。

2. 本件における主な問題点と原因

当社が認識している前記の経緯における主な問題点と原因は以下の通りです。

- ・ 当時の複数名の交渉当事者（退職済み）が、カストディ契約自体は受託銀行とグローバル・カストディが締結するものであり、当社は契約主体ではなく直接的に関与しないという事実を利用し、本件交渉の全容及び当該値上げを、会議体等に報告しなかったこと。
- ・ 交渉当事者が、受益者利益優先の意識が希薄であったため、本件交渉に当たって受益者利益よりも会社利益を優先した意思決定を行ったこと。
- ・ 当時の社風として、社内での情報共有や議論が十分にされず少数による意思決定が行われることが多かったため、形式論的な判断のまま進めることを可能とってしまったこと。

- 代表取締役社長兼CEOが、本件に係るA社グループとの包括的提携関係の経緯及び利益相反の構造等を十分に理解しないまま、交渉当事者による交渉について適切な指揮・監督、妥当性の検証を行わず、管理者責任を怠り、本件にかかる問題を検知できなかったこと。

3. マザーファンドへの影響

上記1. でご説明申し上げました経緯の結果として、2015年3月から、マザーファンドのカストディ費用に、固定費が新たに賦課されましたが、金額としては、固定費として年額174,000米ドル^{*}でした。

^{*} 固定費として年額174,000米ドル：約2,091万円、2015年3月末時点の為替レート1米ドル=120.17円として換算。実際には年額の固定費は、月割りで請求されるため、その時点の為替レートによって円貨額は変動します。以下同じ。

なお、2015年3月末時点でのマザーファンドの純資産総額は約7,435億円であり、年間約2,091万円の固定費の追加はマザーファンドの純資産額に対して、年間約0.0028%の費用増加となりました。

当社は、当社の忠実義務違反の結果生じた負担増加につき深く反省をするとともに、次の対応を行わせていただきます。

4. 本件に関する対応

(1) 固定費が支払われた期間

カストディ費用に付加されていた固定費部分（年額174,000米ドル）は2015年3月分から2020年1月分まで課されていましたが、受託銀行、グローバル・カストディの協力のもと、現在は撤廃され2015年3月の値上げ前の状況に戻っています。これによって、固定費部分が課されていた時期は、グローバル・カストディとの契約上は2015年3月～2020年1月分の4年と11ヵ月間、実際にマザーファンドでカストディ費用の固定費部分の支払いが行われた期間としましては、2015年6月から2020年4月までとなります。

(2) 固定費相当額のマザーファンドへの弁済

2015年6月～2020年4月の4年11ヵ月の間にマザーファンドより支払われた固定費相当額855,500米ドル（96,331,763円）を2020年7月3日に当社からマザーファンドへ一括して弁済することにより、マザーファンドの原状回復を行いました。当社はマザーファンドへの原状回復の効果は、マザーファンドには直接、間接的に投資する関連ファンド（当ファンドを含む）の資産評価にも反映され、マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復が完了していると考えております。なお、2020年7月3日付の原状回復による関連ファンドに対する1万口当たり基準価額への影響額は、以下の通りの試算となっています。

マザーファンドに対する原状回復を行ったことによる基準価額（1万口あたり）への影響
<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン>

2020年7月3日基準価額（1万口あたり）	原状回復による影響額（1万口あたり、試算値）
16,937円	+9円

(3) 過去に公表済みの基準価額の訂正

上記(2)でご説明の通り、マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復は完了しておりますが、当社および受託銀行による再検証を行った結果、過去に公表した基準価額への影響は軽微であるため、基準価額自体の訂正は行いません。したがって、約定取引の遡っての修正や、個別元本の変更等もございません。

(4) 当ファンドを対象期間に解約された受益者様への差額相当額の返金

当社は、実際にマザーファンドからカストディ費用に固定費を含む支払いが行われた2015年6月から2020年4月までに、当ファンドを解約された受益者様への影響を検証するため、解約価額(基準価額を基に計算されます)について当ファンドの受託銀行の協力を得て、計算を行いました。上記計算の結果、当ファンドにおいて、固定費追加の影響により不利益を受けたと認定される受益者様はいらっしゃいませんでした。

(5) 当ファンドを過去に購入された受益者様への影響

当ファンドにおける上記のカストディ費用の固定費導入以降に購入された受益者様につきましては、購入時の基準価額は、マザーファンドで固定費部分の支払いが行われた影響を受けたものとなっており、固定費相当分だけ低い基準価額で購入されたと考えられるため、購入価額における不利益は生じておらず、また、現在、当ファンドを保有いただいている受益者様に生じていたカストディ費用の固定費の負担から生じていた不利益も、(2)に記載のとおり解消していると当社は考えております。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 株式に該当します。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

- 「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「株式」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本	ファミリー	あり
大型株	年4回	北米	ファンド	
中小型株	年6回	欧州		
債券	年6回	アジア		
一般	(隔月)	オセアニア	ファンド・オブ・	なし
公債	年12回	中南米	ファンズ	
社債	(毎月)	アフリカ		
その他債券	日々	中近東(中東)		
クレジット属性	その他	エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(株式))				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年1回」... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

- 「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「オセアニア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファミリーファンド」... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- 「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は1,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、分散投資によりリスクの低減を図りながら、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

<主要投資対象国・地域>

オーストラリア、ニュージーランド、香港、台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、中国、パキスタン
(2020年5月末現在)



主要投資対象国・地域は、今後、変更される場合があります。

また、実際の投資にあたっては、上記の国・地域のすべてに投資するとは限りません。

- ・定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。
- ・国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。

2. 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けます。

<為替レートと基準価額の関係(イメージ)>

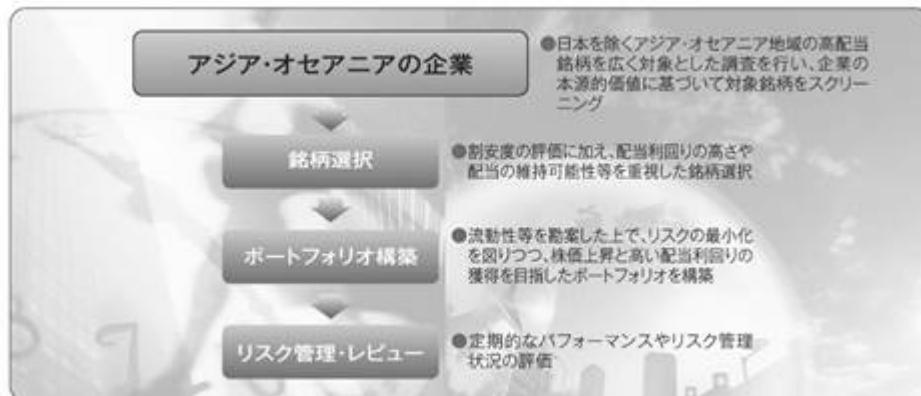


3. マザーファンドの運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

- ・イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに、マザーファンド（イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド）の運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

<アジア・オセアニア株式の運用プロセス>

- ・徹底した企業調査に基づいたバリュー投資を基本としつつ、中長期的な成長が期待できるアジア・オセアニア地域の株式の中から、特に配当利回りの高い銘柄に積極的に投資します。



上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

充実したアジアのネットワーク



（2020年5月末現在）

イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。

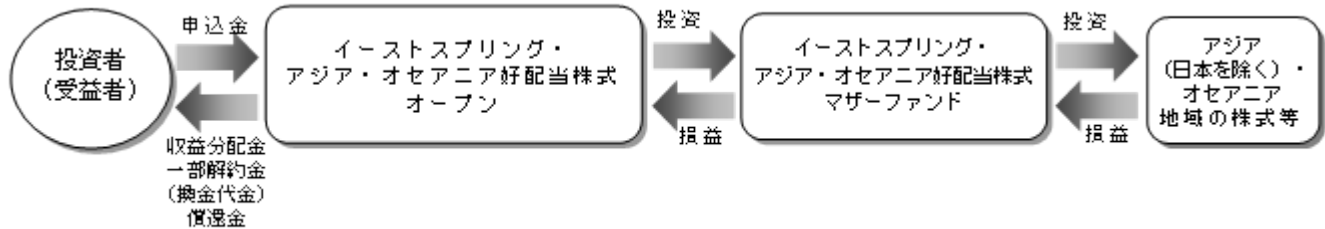
イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

<ベビーファンド>

<マザーファンド>



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年4月17日

証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2012年2月14日

ファンドの名称を「PCAアジア・オセアニア好配当株式オープン（みずほインベスターズSMA専用）」から「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（みずほインベスターズSMA専用）」に変更。マザーファンドの名称を「PCAアジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」から「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」に変更。

マザーファンドの投資顧問会社の商号を「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更。

2013年1月16日

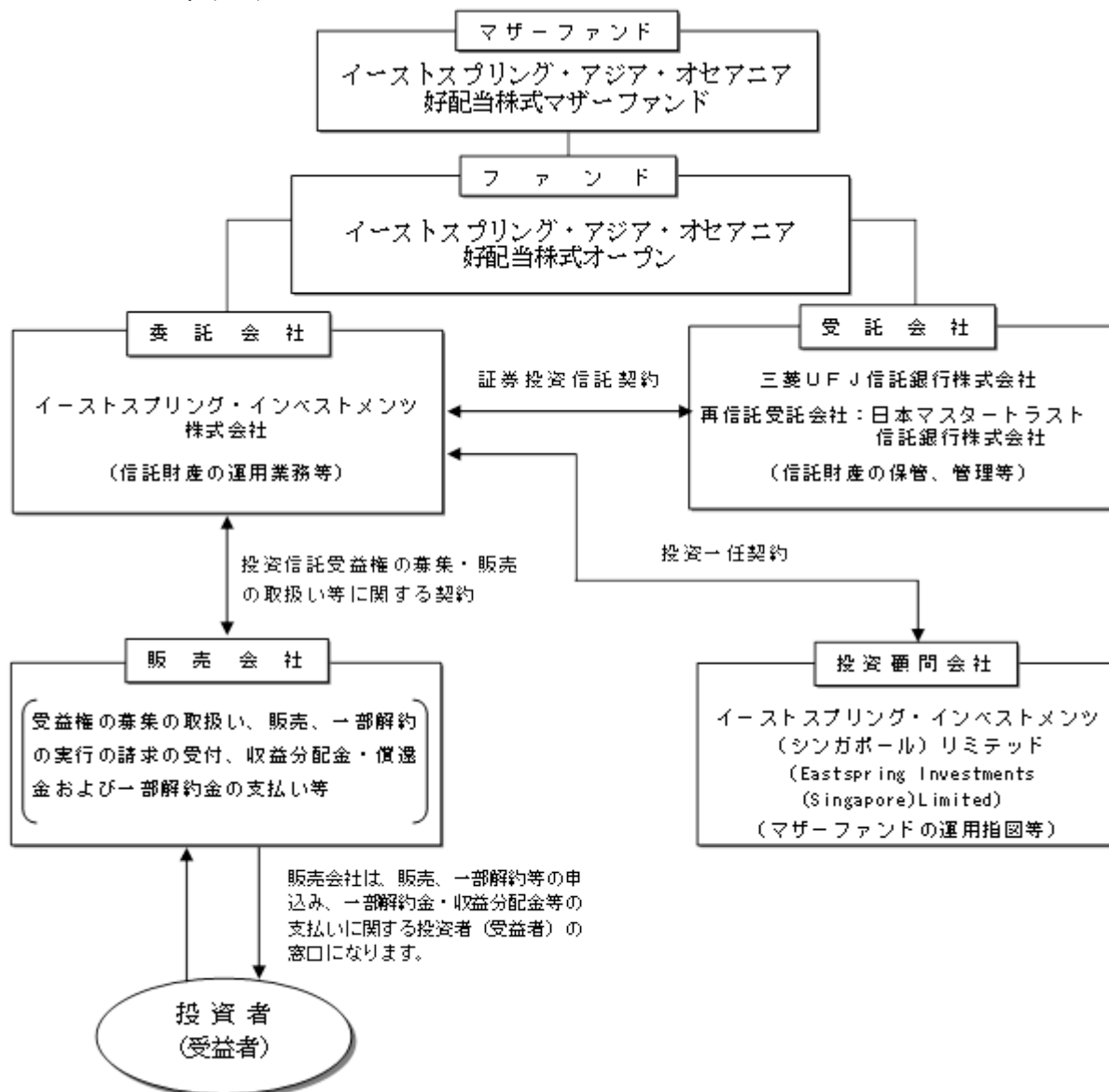
ファンドの名称を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（みずほインベスターズSMA専用）」から「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（みずほSMA専用）」に変更。

2016年7月15日

ファンドの名称を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（みずほSMA専用）」から「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン」に変更。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
2. 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
3. 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。
4. 投資顧問会社：イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド
(Eastspring Investments (Singapore) Limited)
委託会社より、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2. 販売会社と締結している契約
投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
3. 投資顧問会社と締結している契約
投資一任契約が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたり、投資顧問会社の業務の内容、投資顧問報酬等が定められています。

委託会社の概況

1. 資本金の額
2020年5月末現在 649.5百万円
2. 委託会社の沿革
1999年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
2000年 1月 投資顧問業の登録
2000年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
2000年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
2002年 1月 ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2007年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
2010年12月 P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2012年 2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更
3. 大株主の状況（2020年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド (以下「PCHL」といいます。)(注)	英国 ロンドン市 エンジェルコート 1 EC2R 7AG	23,060株	100%

(注) PCHLは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびPCHLは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM & G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

1. イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
2. 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。
3. 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができるものとします。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができるものとします。
6. 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
7. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 - ハ 金銭債権（上記イおよび下記ニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてイーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

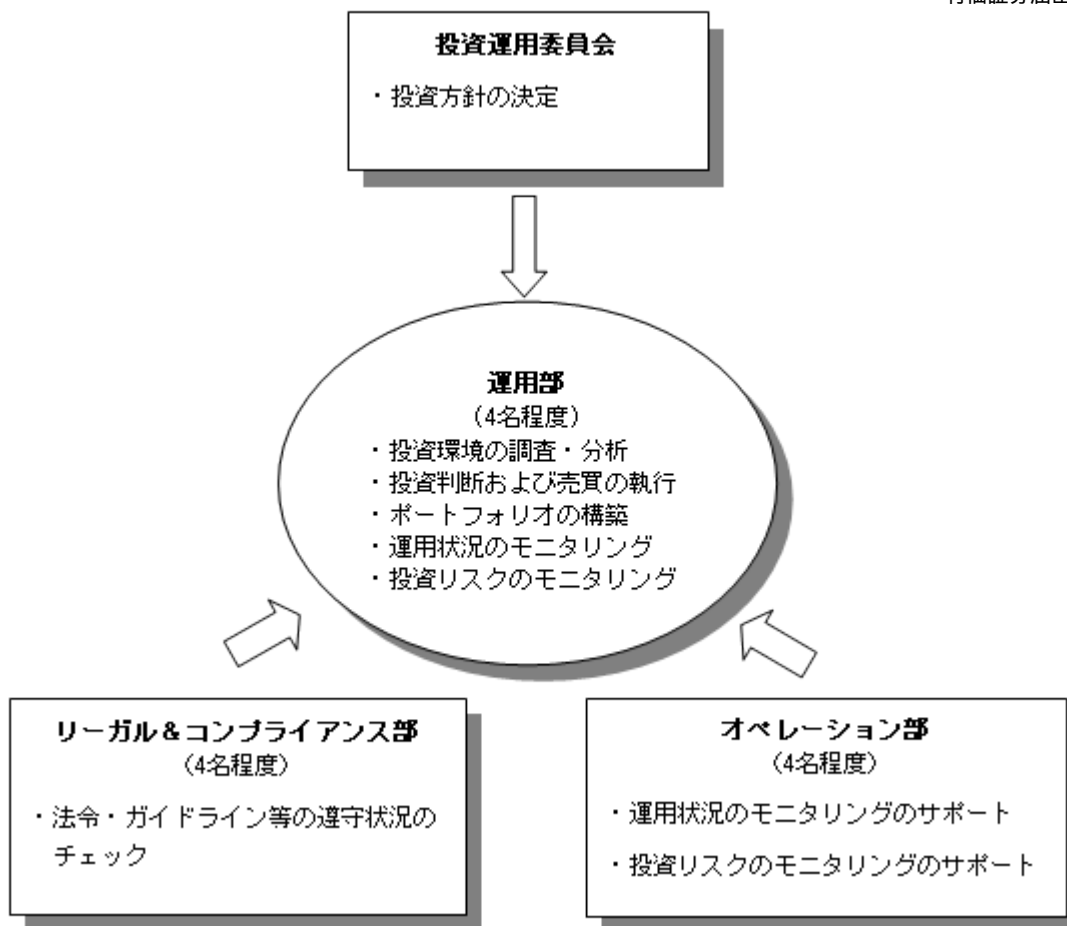
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

ただし、上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託およびサプライヤーに関する規程」に則って運用を行います。

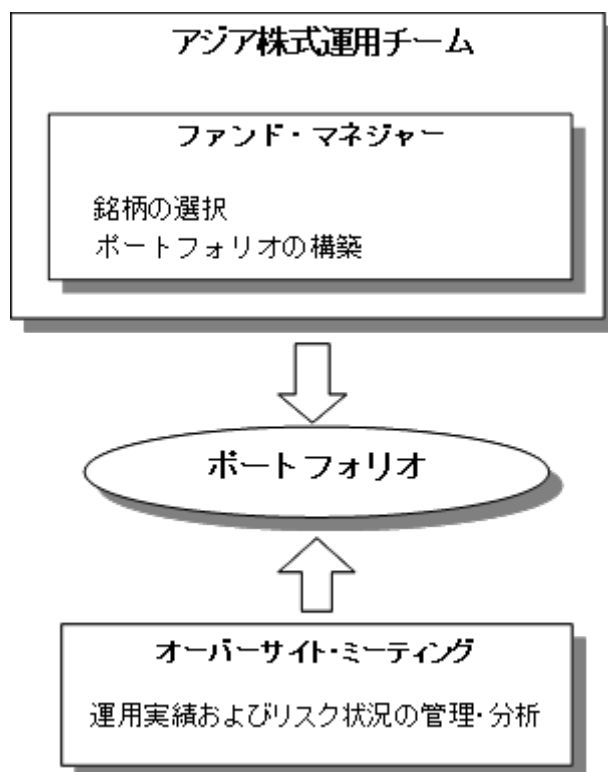
< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託およびサプライヤーに関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >



1. アジア株式運用チームが、個別銘柄の調査・分析を行います。
2. ファンド・マネジャーが最終的な投資判断を行い、当ファンドのポートフォリオを構築します。
3. オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスクが適正であったかについて分析を行います。

なお、当ファンドの運用体制は2020年5月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

原則として、毎決算時に、以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した

後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2. 上記1. a. におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

2. 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

3. 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

4. 同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

6. 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。
- d. 上記b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし(以下同じ。)
 - b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
8. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
9. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - e. 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - f. 為替先渡取引は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本f.において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本f.において同じ。)を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値

に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11. 有価証券の貸付けの指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12. 有価証券の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記13.の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13. 有価証券の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

14. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15. 外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 上記a. およびb. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

16. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

17. 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合を当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

法令に基づく投資制限

1. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うこと、または継続することを受託会社に指図しません。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- a. 主として、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- b. 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。
- c. 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。
- d. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- e. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- f. イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- g. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- h. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- a. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- b. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- c. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- d. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- e. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- f. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- g. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。実質的に組入れた株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

6. 投資対象国における税制変更に関するリスク

当ファンドの投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
3. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の

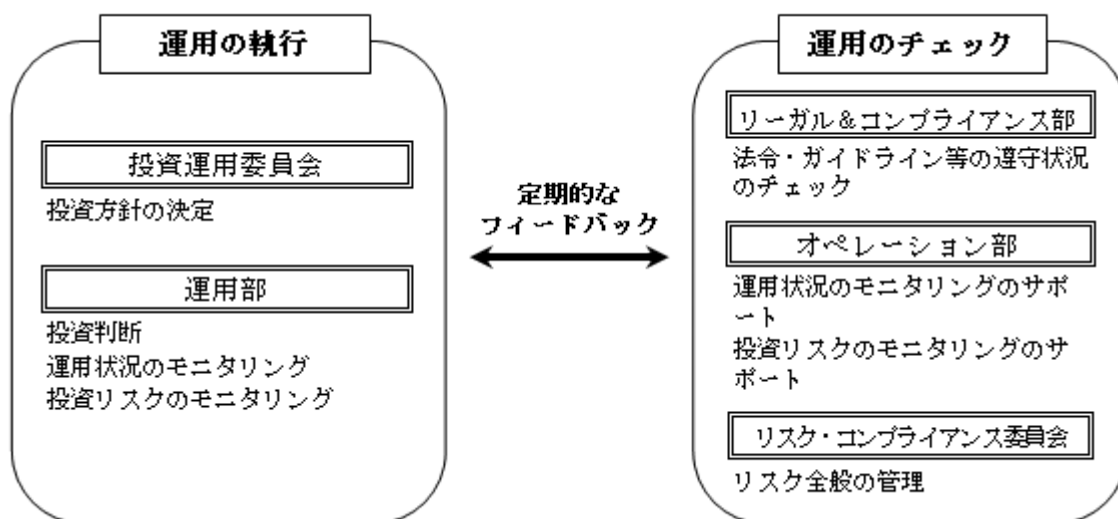
ファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

4. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
5. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
6. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
7. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
8. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が同委員会等に報告し、審議します。

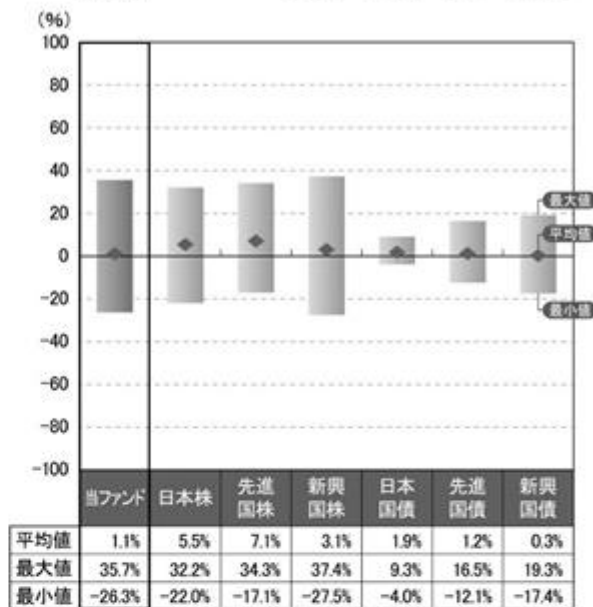
2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドライン等の遵守状況の確認を行います。

- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。
- ・月次で開催されるリスク&パフォーマンス・ミーティングにおいて、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・ミーティングが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は2020年5月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2015年6月～2020年5月)■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2015年6月～2020年5月)

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2015年6月から2020年5月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

<指数について>

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc. が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.045%（税抜0.95%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

信託報酬の配分は、以下の通りです。

	配分
委託会社	年率 0.913%（税抜 0.83%）
販売会社	年率 0.055%（税抜 0.05%）
受託会社	年率 0.077%（税抜 0.07%）

< 信託報酬とその支払先の役務について >

信託報酬	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.40%を上限とする率を乗じて得た額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払った金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記およびの費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保額はかかりません。

<その他の手数料等の役務について>

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

上記(4)に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されま
す。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等
の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）、特定公社債等（公
募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、
一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等におい
て、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本
超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されま
す。

個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および
当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別
元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託
を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに個別元
本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得
する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コース
で取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本か
ら当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とな
ります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いと
なる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の
区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個
別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配
金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別
元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、
当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となりま
す。

上記の内容は2020年5月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2020年5月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	845,244	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,136	0.13
合計（純資産総額）		844,108	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	イーストスプリング・ アジア・オセアニア好 配当株式マザーファン ド	421,400	1.9943	840,399	2.0058	845,244	100.13

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考情報

<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド>

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ケイマン諸島	28,712,161,004	16.81
	オーストラリア	21,585,437,252	12.63
	バミューダ	4,530,503,010	2.65
	香港	14,069,270,636	8.24
	シンガポール	10,888,614,441	6.37
	インドネシア	3,327,067,631	1.95
	韓国	19,497,096,770	11.41
	台湾	20,349,336,524	11.91
	中華人民共和国	29,719,395,048	17.40
	インド	6,100,514,929	3.57
	小計	158,779,397,245	92.94
投資証券	オーストラリア	2,549,406,566	1.49
	香港	2,389,795,452	1.40
	小計	4,939,202,018	2.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,120,980,251	4.17
合計（純資産総額）		170,839,579,514	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	1,974,900	4,477.23	8,842,093,377	5,661.73	11,181,358,477	6.54
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・ 半導体製 造装置	8,831,323	989.86	8,741,861,698	1,052.52	9,295,144,084	5.44
ケイマン 諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	2,686,100	2,604.67	6,996,429,052	2,683.84	7,209,076,054	4.22
中華人民 共和国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	銀行	69,404,000	82.11	5,698,790,201	85.71	5,949,074,906	3.48
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-PREF	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	1,569,569	3,397.78	5,333,065,852	3,780.14	5,933,206,255	3.47
中華人民 共和国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	銀行	8,640,000	518.04	4,475,904,480	504.17	4,356,067,680	2.55
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	920,658	4,171.19	3,840,248,649	4,379.75	4,032,261,082	2.36
オース トラリ ア	株式	BHP GROUP LIMITED	素材	1,516,162	2,321.72	3,520,117,284	2,508.66	3,803,544,060	2.23
中華人民 共和国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	3,434,500	1,248.99	4,289,668,175	1,061.05	3,644,193,397	2.13
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信 サービス	4,622,500	901.54	4,167,414,874	750.36	3,468,571,457	2.03
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,899,000	1,344.29	2,552,806,710	1,646.80	3,127,273,200	1.83
中華人民 共和国	株式	HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	耐久消費 財・アパ レル	5,915,280	501.66	2,967,460,191	517.35	3,060,270,108	1.79
シンガ ポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK LTD	銀行	1,990,100	1,910.15	3,801,392,102	1,505.65	2,996,409,190	1.75
シンガ ポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信 サービス	15,330,900	222.23	3,407,137,083	190.48	2,920,289,622	1.71
オース トラリ ア	株式	WESTPAC BANKING CORPORATION	銀行	2,194,991	1,984.20	4,355,306,428	1,312.12	2,880,105,858	1.69
香港	株式	CNOOC LTD	エネル ギー	22,974,000	158.64	3,644,735,763	122.05	2,804,114,544	1.64
中華人民 共和国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	保険	9,318,400	393.90	3,670,592,307	292.65	2,727,094,989	1.60
オース トラリ ア	株式	WOODSIDE PETROLEUM LTD	エネル ギー	1,600,814	2,242.61	3,590,009,249	1,646.04	2,635,011,080	1.54

中華人民共和国	株式	GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	自動車・ 自動車部 品	27,994,000	90.89	2,544,477,844	91.81	2,570,392,284	1.50
---------	----	---------------------------------	-------------------	------------	-------	---------------	-------	---------------	------

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	1,891,116	1,846.64	3,492,213,225	1,340.66	2,535,355,869	1.48
香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	8,354,000	359.23	3,001,032,482	303.05	2,531,759,063	1.48
中華人民共和国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	35,786,075	71.56	2,561,180,759	69.76	2,496,654,887	1.46
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	1,662,680	1,863.09	3,097,738,276	1,490.47	2,478,190,621	1.45
韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	銀行	935,793	3,558.55	3,330,070,859	2,628.72	2,459,942,454	1.44
香港	投資証券	LINK REIT		3,022,800	990.99	2,995,591,403	790.59	2,389,795,452	1.40
台湾	株式	GLOBALWAFERS CO LTD	半導体・半導体製造装置	1,799,000	1,183.47	2,129,074,044	1,313.86	2,363,634,140	1.38
韓国	株式	POSCO	素材	144,736	18,944.19	2,741,907,731	16,033.05	2,320,559,525	1.36
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1,082,000	1,853.16	2,005,122,983	2,105.31	2,277,953,535	1.33
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	298,992	6,978.07	2,086,387,106	7,290.91	2,179,923,763	1.28
パミュータ	株式	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	耐久消費財・アパレル	7,451,000	294.04	2,190,921,844	291.27	2,170,252,770	1.27

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	6.21
		素材	5.36
		資本財	2.17
		運輸	1.66
		自動車・自動車部品	1.50
		耐久消費財・アパレル	3.06
		消費者サービス	1.68
		メディア・娯楽	6.54
		小売	4.36
		食品・生活必需品小売り	0.90
		食品・飲料・タバコ	2.58
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.80
		銀行	18.99
		各種金融	0.23
		保険	4.63
		不動産	4.64
		ソフトウェア・サービス	1.02
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.65
電気通信サービス	8.03		
半導体・半導体製造装置	9.93		
投資証券			2.89
合計			95.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/売建	数量 (契約額)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	5,411,856.00	584,311,713	581,882,756	0.34
	オーストラリアドル	売建	7,000,000.00	500,780,000	499,380,000	0.29
	シンガポールドル		1,097,368.80	83,531,713	83,268,344	0.04

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5期	(2011年 4月15日)	211.06	211.06	1.0925	1.0925
第6期	(2012年 4月16日)	159.91	159.91	1.0233	1.0233
第7期	(2013年 4月15日)	153.43	153.43	1.4072	1.4072
第8期	(2014年 4月15日)	72.68	72.68	1.5114	1.5114
第9期	(2015年 4月15日)	53.51	53.51	1.9136	1.9136
第10期	(2016年 4月15日)	0.80	0.80	1.4922	1.4922
第11期	(2017年 4月17日)	0.91	0.91	1.7055	1.7055
第12期	(2018年 4月16日)	1.03	1.03	1.9209	1.9209
第13期	(2019年 4月15日)	1.04	1.04	1.9435	1.9435
第14期	(2020年 4月15日)	0.84	0.84	1.5594	1.5594
	2019年 5月末日	0.93	-	1.7413	-
	2019年 6月末日	0.98	-	1.8268	-
	2019年 7月末日	0.98	-	1.8303	-
	2019年 8月末日	0.88	-	1.6493	-
	2019年 9月末日	0.93	-	1.7437	-
	2019年10月末日	0.97	-	1.8127	-
	2019年11月末日	0.98	-	1.8369	-
	2019年12月末日	1.04	-	1.9436	-
	2020年 1月末日	0.98	-	1.8303	-
	2020年 2月末日	0.97	-	1.8028	-
	2020年 3月末日	0.78	-	1.4657	-
	2020年 4月末日	0.85	-	1.5870	-
	2020年 5月末日	0.84	-	1.5663	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第5期	2010年 4月16日～2011年 4月15日	0.0000
第6期	2011年 4月16日～2012年 4月16日	0.0000
第7期	2012年 4月17日～2013年 4月15日	0.0000
第8期	2013年 4月16日～2014年 4月15日	0.0000
第9期	2014年 4月16日～2015年 4月15日	0.0000
第10期	2015年 4月16日～2016年 4月15日	0.0000
第11期	2016年 4月16日～2017年 4月17日	0.0000
第12期	2017年 4月18日～2018年 4月16日	0.0000
第13期	2018年 4月17日～2019年 4月15日	0.0000
第14期	2019年 4月16日～2020年 4月15日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第5期	2010年 4月16日～2011年 4月15日	4.2
第6期	2011年 4月16日～2012年 4月16日	6.3
第7期	2012年 4月17日～2013年 4月15日	37.5
第8期	2013年 4月16日～2014年 4月15日	7.4
第9期	2014年 4月16日～2015年 4月15日	26.6
第10期	2015年 4月16日～2016年 4月15日	22.0
第11期	2016年 4月16日～2017年 4月17日	14.3
第12期	2017年 4月18日～2018年 4月16日	12.6
第13期	2018年 4月17日～2019年 4月15日	1.2
第14期	2019年 4月16日～2020年 4月15日	19.8

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5期	2010年 4月16日～ 2011年 4月15日	58,561,476	131,382,364	193,198,330
第6期	2011年 4月16日～ 2012年 4月16日	18,992,242	55,918,409	156,272,163
第7期	2012年 4月17日～ 2013年 4月15日	15,485,909	62,724,175	109,033,897
第8期	2013年 4月16日～ 2014年 4月15日	5,375,600	66,321,223	48,088,274
第9期	2014年 4月16日～ 2015年 4月15日	70,117	20,194,747	27,963,644
第10期	2015年 4月16日～ 2016年 4月15日	802,133	28,226,855	538,922
第11期	2016年 4月16日～ 2017年 4月17日			538,922
第12期	2017年 4月18日～ 2018年 4月16日			538,922
第13期	2018年 4月17日～ 2019年 4月15日			538,922
第14期	2019年 4月16日～ 2020年 4月15日			538,922

< 参考情報 >

2020年5月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

■ 分配の推移（1万口当たり・税引前）

決算期	分配金
2020年4月（第14期）	0円
2019年4月（第13期）	0円
2018年4月（第12期）	0円
2017年4月（第11期）	0円
2016年4月（第10期）	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■ 主要な資産の状況（マザーファンド）

組入上位10カ国・地域

国・地域	比率(%)
1 中国	17.40
2 ケイマン諸島	16.81
3 オーストラリア	14.13
4 台湾	11.91
5 韓国	11.41
6 香港	9.63
7 シンガポール	6.37
8 インド	3.57
9 パミューダ	2.65
10 インドネシア	1.95

組入上位10業種

業種	比率(%)
1 銀行	18.99
2 半導体・半導体製造装置	9.93
3 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.65
4 電気通信サービス	8.03
5 不動産	7.53
6 メディア・娯楽	6.54
7 エネルギー	6.21
8 素材	5.36
9 保険	4.63
10 小売	4.36

組入上位10銘柄

銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1 Tencent Holdings Ltd	ケイマン諸島	メディア・娯楽	6.54
2 Taiwan Semiconductor Manufacturing	台湾	半導体・半導体製造装置	5.44
3 Alibaba Group Holding Ltd	ケイマン諸島	小売	4.22
4 China Construction Bank Corporation	中国	銀行	3.48
5 Samsung Electronics Co Ltd-Pref	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.47
6 China Merchants Bank Co Ltd	中国	銀行	2.55
7 Samsung Electronics Co Ltd	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.36
8 BHP Group Ltd	オーストラリア	素材	2.23
9 Ping An Insurance(Group)Company of China Ltd	中国	保険	2.13
10 China Mobile Ltd	香港	電気通信サービス	2.03

※比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。

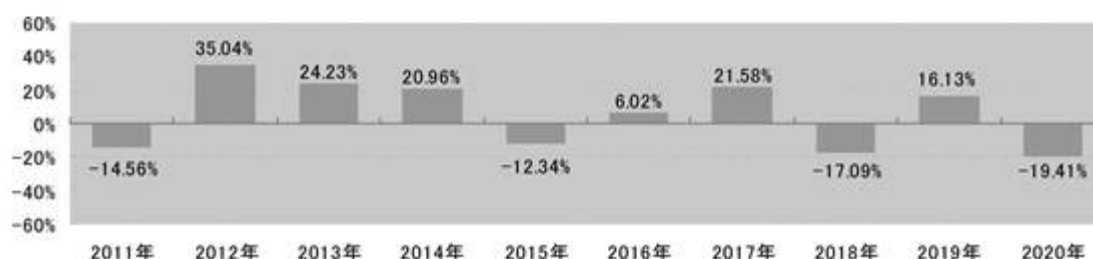
※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じて表示しています（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

※業種の不動産には、REITが含まれる場合があります。

※国・地域は発行者の登録国・地域に基づいており、当該株式が上場されている、あるいは発行者が業務の本拠を置く国・地域とは異なる場合があります。

■ 年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※2020年は、5月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、営業日が以下の日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。
香港の金融商品取引所の休場日
香港の銀行休業日
オーストラリアの金融商品取引所の休場日
お申込みの受付けは、原則として午後3時までにて取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
2. 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
--

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、申込手数料はありません。基準価額は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 当ファンドは、「自動けいぞく投資」専用のファンドです。取得申込みに際して、販売会社との間で当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を締結していただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社が別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ、当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

ただし、一部解約の実行の請求日が以下の日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

香港の金融商品取引所の休場日

香港の銀行休業日

オーストラリアの金融商品取引所の休場日

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に

0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（解約価額）とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受けた日より起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

海外株式：原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「Sアジ株」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2006年4月17日から無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

1. 原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。

2. 上記1.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記a.の信託契約の解約をしません。

e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる

受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- f. 上記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

6. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に交付運用報告書と運用報告書(全体版)を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス

<https://www.eastspring.co.jp/>

7. 反対者の買取請求権

信託契約の解約(信託の終了)または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

8. 関係法人との契約の更改等に関する手続

- a . 委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。)を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
 - b . 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
- 9 . 信託事務処理の再信託
- 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

また、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2019年4月16日から2020年4月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (2019年4月15日現在)	第14期 (2020年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,052,680	845,856
流動資産合計	1,052,680	845,856
資産合計	1,052,680	845,856
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	360	368
未払委託者報酬	4,481	4,608
その他未払費用	465	482
流動負債合計	5,306	5,458
負債合計	5,306	5,458
純資産の部		
元本等		
元本	538,922	538,922
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	508,452	301,476
(分配準備積立金)	536,794	563,311
元本等合計	1,047,374	840,398
純資産合計	1,047,374	840,398
負債純資産合計	1,052,680	845,856

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2018年4月17日 至 2019年4月15日	第14期 自 2019年4月16日 至 2020年4月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	23,149	196,130
営業収益合計	23,149	196,130
営業費用		
受託者報酬	732	734
委託者報酬	9,257	9,107
その他費用	982	1,005
営業費用合計	10,971	10,846
営業利益又は営業損失 ()	12,178	206,976
経常利益又は経常損失 ()	12,178	206,976
当期純利益又は当期純損失 ()	12,178	206,976
期首剰余金又は期首欠損金 ()	496,274	508,452
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	508,452	301,476

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第14期 自 2019年4月16日 至 2020年4月15日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期 (2019年4月15日現在)	第14期 (2020年4月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	538,922 円	538,922 円
期中追加設定元本額	-	-
期中一部解約元本額	-	-
2. 計算期間末日における受益権の総数	538,922 口	538,922 口
3. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.9435 円 (19,435 円)	1.5594 円 (15,594 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2018年4月17日 至 2019年4月15日	第14期 自 2019年4月16日 至 2020年4月15日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 26,525円	A 費用控除後の配当等収益額 26,517円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 193,109円	C 収益調整金額 193,109円
D 分配準備積立金額 510,269円	D 分配準備積立金額 536,794円
E 当ファンドの分配対象収益額 729,903円	E 当ファンドの分配対象収益額 756,420円
F 当ファンドの期末残存口数 538,922口	F 当ファンドの期末残存口数 538,922口
G 10,000口当たり収益分配対象額 13,543円	G 10,000口当たり収益分配対象額 14,035円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第13期</p> <p style="text-align: center;">自 2018年4月17日 至 2019年4月15日</p>	<p style="text-align: center;">第14期</p> <p style="text-align: center;">自 2019年4月16日 至 2020年4月15日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

第13期 (2019年4月15日現在)	第14期 (2020年4月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 (2019年4月15日現在)	第14期 (2020年4月15日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	23,748	195,698
合計	23,748	195,698

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年4月15日現在)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備 考
親投資信託 受益証券	イーストスプリング・アジア・オセ アニア好配当株式マザーファンド	424,137	845,856	
合 計		424,137	845,856	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	(2019年4月15日現在)	(2020年4月15日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		6,569,608,757	5,534,860,202
金銭信託		806,753	908,573
コール・ローン		1,550,347,088	1,252,920,694
株式		272,794,034,599	161,689,030,888
投資証券		6,279,222,899	4,289,178,586
未収入金		4,302,704,810	-
未収配当金		491,202,221	327,695,242
流動資産合計		291,987,927,127	173,094,594,185
資産合計		291,987,927,127	173,094,594,185
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,200,000	-
未払金		3,330,628,484	-
未払解約金		2,000,593,832	-
未払利息		4,544	3,672
流動負債合計		5,336,426,860	3,672
負債合計		5,336,426,860	3,672
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	116,727,321,464	86,794,030,274
剰余金			
剰余金又は欠損金()		169,924,178,803	86,300,560,239
元本等合計		286,651,500,267	173,094,590,513
純資産合計		286,651,500,267	173,094,590,513
負債純資産合計		291,987,927,127	173,094,594,185

(注) 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2019年4月16日 至 2020年4月15日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 株式及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については入金時に計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2019年4月15日現在)	(2020年4月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	156,473,197,367 円	116,727,321,464 円
期中追加設定元本額	6,566,914 円	206,748,483 円
期中一部解約元本額	39,752,442,817 円	30,140,039,673 円
元本の内訳		
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	114,701,681,790 円	85,051,187,790 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）	2,025,211,006 円	1,742,418,347 円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン	428,668 円	424,137 円
合 計	116,727,321,464 円	86,794,030,274 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	116,727,321,464 口	86,794,030,274 口
3. 1口当たりの純資産額	2.4557 円	1.9943 円
(1万口当たりの純資産額)	(24,557 円)	(19,943 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

自 2018年4月17日 至 2019年4月15日	自 2019年4月16日 至 2020年4月15日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

(2019年4月15日現在)	(2020年4月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 株式及び投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 株式及び投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(デリバティブ取引等に関する注記)取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2019年4月15日現在)	(2020年4月15日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
株式	17,162,750,132	14,929,249,681
投資証券	79,109,591	2,462,102,016
合計	17,083,640,541	17,391,351,697

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2018年10月10日から2019年4月15日まで及び2019年10月8日から2020年4月15日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2019年4月15日現在）

区 分	種 類	契 約 額 等 (円)		時 価(円)	評 価 損 益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,234,800,000	-	2,240,000,000	5,200,000
合 計		2,234,800,000	-	2,240,000,000	5,200,000

（2020年4月15日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

- 1．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- 2．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(2020年4月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST	80,735,400	0.12	10,253,395.80	
米ドル 小計		80,735,400		10,253,395.80 (1,098,958,961)	
オーストラリアドル	WOODSIDE PETROLEUM LTD	1,600,814	22.00	35,217,908.00	
	BHP GROUP LIMITED	1,975,977	31.66	62,559,431.82	
	BLUESCOPE STEEL LTD	2,583,955	11.00	28,423,505.00	
	COLES GROUP LTD	1,707,436	16.33	27,882,429.88	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	919,512	16.78	15,429,411.36	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,523,009	16.54	25,190,568.86	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	2,070,390	16.27	33,685,245.30	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	1,798,480	9.11	16,384,152.80	
	TELSTRA CORP LTD	8,876,384	3.16	28,049,373.44	
オーストラリアドル 小計		23,055,957		272,822,026.46 (18,789,252,962)	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL - H	68,874,000	4.04	278,250,960.00	
	CNOOC LTD	22,974,000	8.68	199,414,320.00	
	SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	24,166,500	3.41	82,407,765.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	6,365,900	23.65	150,553,535.00	
	COSCO SHIPPING PORTS LIMITED	19,428,127	3.96	76,935,382.92	
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	8,945,000	20.45	182,925,250.00	
	SANDS CHINA LTD	3,763,200	30.20	113,648,640.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	2,344,200	395.00	925,959,000.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,889,400	197.00	372,211,800.00	
	CHINA FEIHE LTD	9,085,000	13.40	121,739,000.00	
	WH GROUP LTD	11,490,000	7.76	89,162,400.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	9,866,500	24.50	241,729,250.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	73,614,000	6.27	461,559,780.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	8,640,000	35.00	302,400,000.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	42,640,075	5.21	222,154,790.75	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	9,318,400	24.20	225,505,280.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	3,434,500	77.30	265,486,850.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	6,194,000	26.40	163,521,600.00	
	CHINA VANKE CO LTD	5,138,500	26.25	134,885,625.00	
	CIFI HOLDINGS GROUP CO LTD	13,598,000	6.08	82,675,840.00	
CK ASSET HOLDINGS LIMITED	5,053,500	48.25	243,831,375.00		
SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,683,000	108.00	181,764,000.00		

	LENOVO GROUP LTD	13,300,000	4.17	55,461,000.00	
--	------------------	------------	------	---------------	--

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VTECH HOLDINGS LTD	2,059,600	57.55	118,529,980.00	
	CHINA MOBILE LTD	4,622,500	62.00	286,595,000.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	23,470,000	5.22	122,513,400.00	
	香港ドル 小計	401,957,902		5,701,821,823.67 (78,856,195,821)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,662,680	19.86	33,020,824.80	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	1,990,100	20.70	41,195,070.00	
	NETLINK NBN TRUST	25,929,900	0.96	25,022,353.50	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	15,330,900	2.82	43,233,138.00	
	シンガポールドル 小計	44,913,580		142,471,386.30 (10,806,454,650)	
インドネシアルピア	MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	21,660,200	1,360.00	29,457,872,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	3,071,200	47,850.00	146,956,920,000.00	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PE	86,446,000	3,240.00	280,085,040,000.00	
	インドネシアルピア 小計	111,177,400		456,499,832,000.00 (3,149,848,840)	
韓国ウォン	LOTTE CHEMICAL CORP	117,879	192,500.00	22,691,707,500.00	
	POSCO	144,736	183,000.00	26,486,688,000.00	
	KB FINANCIAL GROUP INC	562,641	33,200.00	18,679,681,200.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	935,793	29,050.00	27,184,786,650.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	920,658	49,000.00	45,112,242,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-PREF	1,569,569	42,100.00	66,078,854,900.00	
	SK HYNIX INC	298,992	82,300.00	24,607,041,600.00	
	韓国ウォン 小計	4,550,268		230,841,001,850.00 (20,475,596,864)	
新台湾ドル	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	35,142,103	19.65	690,542,323.95	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	3,536,000	203.00	717,808,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	4,961,607	74.40	369,143,560.80	
	GLOBALWAFERS CO LTD	1,799,000	372.50	670,127,500.00	
	MEDIATEK INC	2,145,000	365.50	783,997,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	9,233,323	285.00	2,631,497,055.00	
	新台湾ドル 小計	56,817,033		5,863,115,939.75 (20,931,323,904)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インドルピー	INDIAN OIL CORP LTD	8,052,455	83.15	669,561,633.25	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	1,082,000	1,189.15	1,286,660,300.00	
	HERO MOTOCORP LTD	305,795	1,919.05	586,835,894.75	
	MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS	2,040,929	153.95	314,201,019.55	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	329,876	1,759.25	580,334,353.00	
インドルピー 小計		11,811,055		3,437,593,200.55 (4,881,382,344)	
中国人民元(オフショア)	HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	5,915,280	29.99	177,399,247.20	
中国人民元(オフショア) 小計		5,915,280		177,399,247.20 (2,700,016,542)	
合計		740,933,875		161,689,030,888 (161,689,030,888)	

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(2020年4月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	投資証券	SCENTRE GROUP	8,549,969	17,698,435.83	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD-CDI	3,536,108	19,590,038.32	
オーストラリアドル合計			12,086,077	37,288,474.15 (2,568,057,214)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,803,600	124,448,400.00	
香港ドル合計			1,803,600	124,448,400.00 (1,721,121,372)	
合計				4,289,178,586 (4,289,178,586)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 1銘柄	100.0%		0.7%
オーストラリアドル	株式 9銘柄	88.0%		11.3%
	投資証券 2銘柄		12.0%	1.5%
香港ドル	株式 26銘柄	97.9%		47.5%
	投資証券 1銘柄		2.1%	1.0%
シンガポールドル	株式 4銘柄	100.0%		6.5%
インドネシアルピア	株式 3銘柄	100.0%		1.9%
韓国ウォン	株式 7銘柄	100.0%		12.3%
新台湾ドル	株式 6銘柄	100.0%		12.6%
インドルピー	株式 5銘柄	100.0%		2.9%
中国人民幣元（オフ ショア）	株式 1銘柄	100.0%		1.6%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年5月29日現在)

資産総額	845,244 円
負債総額	1,136 円
純資産総額 (-)	844,108 円
発行済口数	538,922 口
1口当たり純資産額 (/)	1.5663 円

参考情報

<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド>

(2020年5月29日現在)

資産総額	172,624,672,599 円
負債総額	1,785,093,085 円
純資産総額 (-)	170,839,579,514 円
発行済口数	85,172,978,463 口
1口当たり純資産額 (/)	2.0058 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

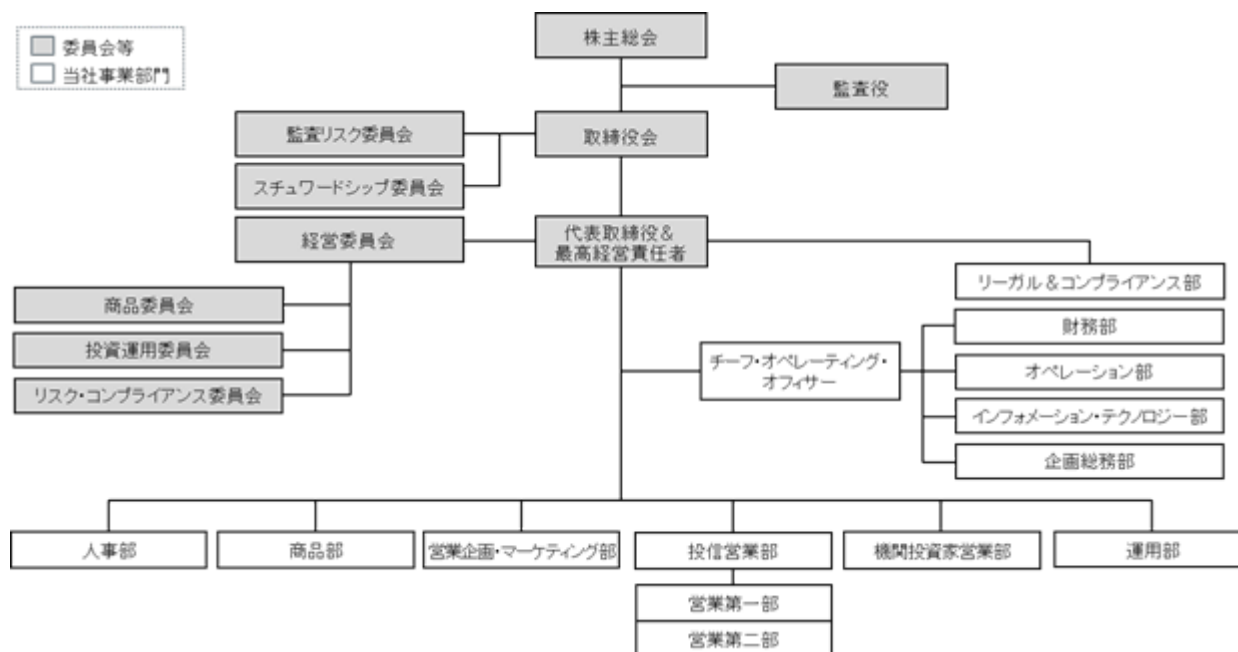
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（2020年5月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（2020年5月末現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券には投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサ

ポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社は、金融庁より、令和2年4月3日付で、金融商品取引法第51条及び第52条第1項の規定に基づく命令（以下、「行政処分」といいます。）を受けました。当社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の改善を通じた再発防止策を進めております。特に、投資運用業に係る意思決定における社内プロセスの明確化を推進するため具体的な再発防止策を検討しております。

その一つとして、当社が行う投資信託に係る意思決定の妥当性を、主に利益相反の観点から包括的に検証を行う、社内横断的な委員会を新設します。同委員会は、将来的には、受益者利益の保護の観点から、投資信託のガバナンス全般を監督することを目的とし、リスクベースアプローチの発想のもと、まずは、現時点で最も重要な、当社が委託会社として投資信託のために行う意思決定（特に費用支出とその開示）の検証に注力します。また同委員会は、取締役、グループシニアメンバー、フロントバック部門、社外有識者等を含む多様な構成とし、仮に問題が生じた場合であっても、早期発見及び拡大防止が可能となるよう、審議内容の証跡化を徹底します。

なお当委員会の内容は、最終的に変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2020年5月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	30	400,428 百万円
合計	30	400,428 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自平成31年 1月 1日至令和元年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成30年12月31日)	当事業年度 (令和元年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,782,877	1,892,572
有価証券	551,650	610,598
前払費用	30,418	36,470
未収委託者報酬	883,464	851,875
未収運用受託報酬	138,471	110,890
未収入金	85,890	112,535
未収消費税等	2,938	-
流動資産合計	3,475,711	3,614,943
固定資産		
有形固定資産		1
建物	53,100	46,059
器具備品	23,540	15,201
リース資産	10,303	8,019
有形固定資産合計	86,944	69,280
無形固定資産		2
ソフトウェア	14,916	12,882
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	15,204	13,170
投資その他の資産		
長期差入保証金	78,039	76,068
繰延税金資産	183,613	204,555
その他	6,432	6,432
投資その他の資産合計	268,085	287,057
固定資産合計	370,234	369,507
資産合計	3,845,945	3,984,451
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	420,211	402,215
関係会社未払金	307,063	260,210
その他未払金	15,886	16,095
未払費用	45,119	55,904
未払法人税等	45,596	112,668
預り金	16,608	12,796
賞与引当金	517,617	586,731
未払消費税等	-	31,820
リース債務	2,466	2,466
流動負債合計	1,370,569	1,480,908
固定負債		
退職給付引当金	249,086	295,309
リース債務	8,661	6,194
固定負債合計	257,747	301,503
負債合計	1,628,317	1,782,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	951,253	935,663
利益剰余金合計	951,253	935,663
株主資本合計	2,217,628	2,202,038
純資産合計	2,217,628	2,202,038
負債・純資産合計	3,845,945	3,984,451

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,532,349	5,234,276
運用受託報酬	128,214	323,624
その他営業収益	239,433	454,285
営業収益合計	4,899,996	6,012,186
営業費用		
支払手数料	1,786,355	2,128,235
広告宣伝費	65,382	62,876
調査費	200,544	267,979
委託調査費	1,086,269	1,372,793
委託計算費	70,414	87,767
通信費	15,278	18,009
諸会費	4,281	4,392
営業費用合計	3,228,526	3,942,055
一般管理費		
役員報酬	147,744	229,424
給料・手当	512,086	696,315
賞与	114,629	234,783
交際費	5,967	6,717
旅費交通費	31,900	24,992
租税公課	23,864	30,919
不動産賃借料	94,429	126,372
退職給付費用	44,046	66,265
減価償却費	18,632	23,790
採用費	21,414	9,935
専門家報酬	20,310	25,769
業務委託費	44,578	57,781
敷金の償却	1,266	2,056
諸経費	26,777	29,650
一般管理費合計	1,107,647	1,564,775
営業利益	563,822	505,354
営業外収益		
受取利息	2	5
受取配当金	12,181	9,012
有価証券売却益	-	105
有価証券評価益	-	60,945
雑収入	24	65
営業外収益合計	12,209	70,133
営業外費用		
有価証券売却損	9,000	-
有価証券評価損	7,566	-
為替差損	926	13,846
営業外費用合計	17,493	13,846
経常利益	558,538	561,641
特別利益		
リース債務免除益	1,925	-
特別利益合計	1,925	-
特別損失		
固定資産除却損	2,146	15
特別損失合計	2,146	15
税引前当期純利益	558,316	561,626
法人税、住民税及び事業税	221,767	248,158
法人税等調整額	14,302	20,942
法人税等合計	207,464	227,216
当期純利益	350,851	334,410

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	1,314,401	2,580,776	2,580,776
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	714,000	714,000	714,000
当期純利益	-	-	350,851	350,851	350,851
当期変動額合計	-	-	363,148	363,148	363,148
当期末残高	649,500	616,875	951,253	2,217,628	2,217,628

当事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	951,253	2,217,628	2,217,628
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	350,000	350,000	350,000
当期純利益	-	-	334,410	334,410	334,410
当期変動額合計	-	-	15,589	15,589	15,589
当期末残高	649,500	616,875	935,663	2,202,038	2,202,038

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 決算日変更に関する事項

当社は平成30年6月25日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、当社の前事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までの9ヶ月間となりました。

表示方法の変更

（貸借対照表）

当会計年度より、従来「未収投資顧問料」と表示していた科目名称を、「未収運用受託報酬」に変更いたしました。この科目名称の変更は事業内容をより明瞭に表示するために行ったものであり、事業内容についての変更はありません。

（損益計算書）

当会計年度より、従来「投資顧問料」と表示していた科目名称を、「運用受託報酬」に変更いたしました。この科目名称の変更は事業内容をより明瞭に表示するために行ったものであり、事業内容についての変更はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成30年12月31日現在)	当事業年度 (令和元年12月31日現在)
建物	60,256千円	67,296千円
器具備品	86,374千円	94,905千円
リース資産	1,114千円	3,398千円
計	147,745千円	165,600千円

2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成30年12月31日現在)	当事業年度 (令和元年12月31日現在)
ソフトウェア	23,628千円	28,636千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成30年4月1日至平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	714	利益剰余金	30,962	平成30年3月31日	平成30年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月25日 定時株主総会	普通株式	350	利益剰余金	15,177	平成30年12月31日	平成31年3月25日

当事業年度（自平成31年1月1日至令和元年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月25日 定時株主総会	普通株式	350	利益剰余金	15,177	平成30年12月31日	平成31年3月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月25日 定時株主総会(予定)	普通株式	334	利益剰余金	14,483	令和元年12月31日	令和2年3月25日 (予定)

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成30年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,782,877	1,782,877	-
(2) 有価証券	551,650	551,650	-
(3) 未収委託者報酬	883,464	883,464	-
(4) 未収運用受託報酬	138,471	138,471	-
(5) 未収入金	85,890	85,890	-
(6) 長期差入保証金	78,039	78,039	-
(7) 未払金	(743,161)	(743,161)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（令和元年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,892,572	1,892,572	-
(2) 有価証券	610,598	610,598	-
(3) 未収委託者報酬	851,875	851,875	-
(4) 未収運用受託報酬	110,890	110,890	-
(5) 未収入金	112,535	112,535	-
(6) 長期差入保証金	76,068	76,068	-
(7) 未払金	(678,521)	(678,521)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,782,877	-	-	-
未収委託者報酬	883,464	-	-	-
未収運用受託報酬	138,471	-	-	-
未収入金	85,890	-	-	-
長期差入保証金	-	78,039	-	-
合計	2,890,703	78,039	-	-

当事業年度（令和元年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,892,572	-	-	-
未収委託者報酬	851,875	-	-	-
未収運用受託報酬	110,890	-	-	-
未収入金	112,535	-	-	-
長期差入保証金	126	75,942	-	-
合計	2,967,999	75,942	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

	前事業年度 平成30年12月31日	当事業年度 令和元年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額（は損）	7,566千円	60,945千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
退職給付引当金期首残高	246,861 千円	249,086 千円
退職給付費用	53,422 千円	76,947 千円
退職給付の支払額	51,197 千円	30,724 千円
退職給付引当金期末残高	249,086 千円	295,309 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	53,422 千円	76,947 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年12月31日)	当事業年度 (令和元年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	79,174 千円	96,900 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	76,270 千円	90,423 千円
未払費用否認額	3,494 千円	8,133 千円
未払事業税	2,844 千円	7,981 千円
その他	21,832 千円	1,119 千円
繰延税金資産の総額	183,613 千円	204,555 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年12月31日)	当事業年度 (令和元年12月31日)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
住民税均等割	0.31 %	0.17 %
交際費等永久差異	0.78 %	0.65 %
役員給与永久差異	5.41 %	8.94 %
その他	0.04 %	0.08 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	37.16 %	40.46 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 平成30年4月 1日 至 平成30年12月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	69,051	未払金	7,628
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ(シンガポ ール)リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	239,433	未収入金	71,742
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	1,016,583	未払金	281,189
							委託計算費の 支払(注1)	11,407	未払金	6,097
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポ ール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	22,714	未払金	4,647
親会社の親会社	ブルーデンスハ ル・ホールディ ングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,514	未収入金	13,971
親会社の子会社	ブルーデンスハ ル・サービス・ア ジア	マレーシ ア	319百万 マレーシ アリン ギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	41,551	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	99,387	未払金	16,690
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ(シンガポ ール)リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	454,285	未収入金	106,200
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	1,255,493	未払金	224,921
							委託計算費の 支払(注1)	9,201	未払金	7,866
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポ ール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	27,296	未払金	4,518
親会社の親会社	ブルーデンスハ ル・ホールディ ングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	55,342	未払金	-
親会社の子会社	ブルーデンスハ ル・サービス・ア ジア	マレーシ ア	319百万 マレーシ アリン ギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	57,647	未収入金	1,547

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンスハル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	4,532,349	128,214	239,433	4,899,996

当事業年度（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	5,234,276	323,624	454,285	6,012,186

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
1株当たり純資産額	96,167円75銭	95,491円69銭
1株当たり当期純利益金額	15,214円74銭	14,501円74銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)	当事業年度 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
当期純利益	350,851千円	334,410千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	350,851千円	334,410千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額 324,279百万円（2020年3月末現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 10,000百万円（2020年3月末現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額 324,279百万円（2020年3月末現在）
事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称 イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
（Eastspring Investments (Singapore)Limited）
資本金の額 1百万シンガポールドル（2019年12月末現在）
事業の内容 シンガポールにおいて、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯・関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社とマザーファンドの運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に、委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
2. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。
3. 届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」等の情報について、表等の表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
4. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 目論見書は別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
6. 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。
7. 投資信託説明書（請求目論見書）に当ファンドの約款の全文を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月5日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 泰二
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープンの2019年4月16日から2020年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープンの2020年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。